
タイにおける

著作権侵害対策

ハンドブック

平成 24 年 3 月
文化庁

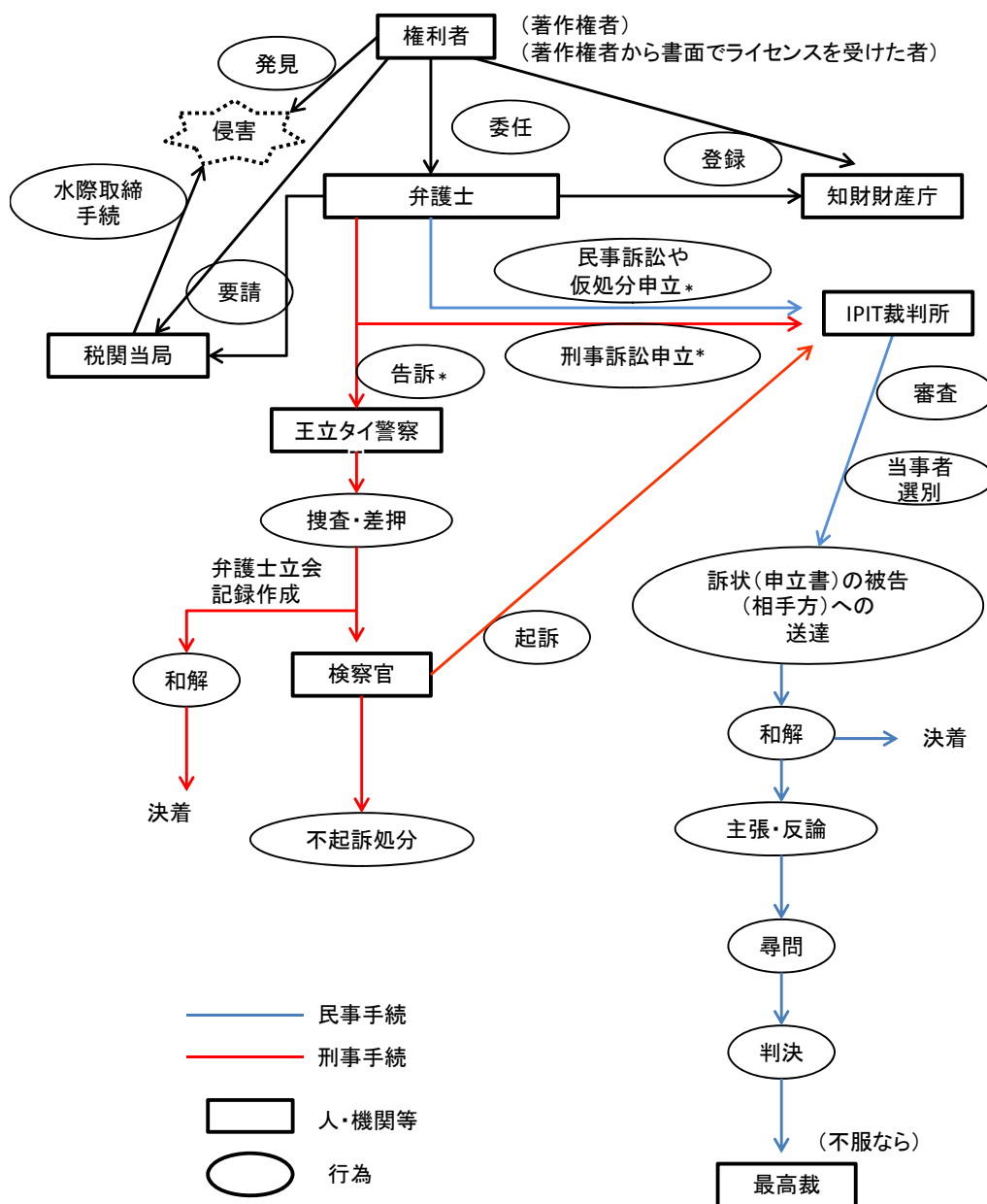
【本ハンドブックについて】

本ハンドブックは、情報提供のみを目的としております。権利執行等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。掲載した情報は、平成 23 年 12 月時点で把握しているものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。

第Ⅱ章 著作権紛争の解決

法制度や司法制度並びに行政制度が異なることから、著作権の紛争解決手続も国によって異なります。そのため、日本における著作権紛争の解決と比較しながら、タイの紛争解決の特徴や特異な点を明確にし、また、単に法整備の態様だけでなく実効性という視点から見るのが重要です。

以下、順に、とりうる解決手段について述べますが、まず、ここで、著作権侵害への対応手続フローを図で示します。



* タイ王立警察やIPIT裁判所への告訴や申立ては権利者自ら行うことも可能です

1. 著作権紛争解決手続の全体像

著作権紛争解決に関連する法令はどのようなものがありますか。

著作権法が著作権侵害に関する紛争を解決する主な法律であり、この法律では、刑事手続と民事手続の両方が定められています。特に同法の第66条から第77条は、著作権侵害に対する対応策や侵害に対する民事上、刑事上の罰について定めています。著作権侵害に関する裁判は、知的財産・国際貿易裁判所（知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所））で審理されます。この裁判所は、知的財産及び国際取引に関する事項に限って管轄権を有する裁判所です。この知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は、他の普通の民事の裁判所とは全く異なっていて、他の裁判所とは別個の独立した裁判官によって、独自の規則にしたがって運営されています。

著作権を行使するには登録等特別な要件がありますか。

タイでは、著作者による著作権を知的財産庁（DIP）に登録する制度はありますが、著作権の保護のために登録が必要とされているわけではありません。知的財産庁（DIP）に登録したことによって直ちにその登録者が著作権者であることを完全に証明するということにはなりません。登録をしていることが、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）を含め、侵害に関する裁判等で、著作権者であることの証明に用いられます。王立タイ警察の経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、真正の権利者であることが証明できなければ告訴状を受け付けません。そして、真正の権利者であることの証明として知的財産庁（DIP）に登録されているかどうかという点を重要視しています。したがって、まずは、著作物の著作者であることを知的財産庁（DIP）に登録することが、侵害対策を講じるための第一歩といえましょう。

2. 違法複製物を発見したときの対処

違法複製物はどのように発見するのでしょうか。

違法の複製物は、タイでは、様々な方法で見つけることができます。特に目につくのは、いわゆる観光スポットといわれるような場所で海賊版等の違法な複製物が売られている状況です。また、タイの税関当局が、物の調査をしていて、違法な複製物の輸出入を発見することも少なくありません。

違法複製物を発見したらどのようにしたらよいのでしょうか。

違法な複製物を発見した場合、著作権者は、タイ法下で、いくつかの方法を選択することができます。まず、著作権者は、即座に知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）において民事又は刑事の手続を始めることができます（後述しますが、タイでは、検察ではなく権利者自身が裁判所へ刑事訴訟を提起することも可能です）。しかし、侵害者が、海賊版の販売者であるといった場合には、権利者自らが証拠を見つけて、正式の司法手続をとっていると、侵害者に証拠隠滅をはかる時間を与えてしまうことになる場合があります。このような場合には、著作権法第7章に定める「適当な当局」、すなわち王立タイ警察に、通常の侵害事件であれば経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）、大規模な侵害事件であれば特別捜査局（DSI）に、告訴するのがよいでしょう。経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）には、定型の告訴状のひな形といったものではなく、警察が著作権者又はその代理人から告訴の内容について申告を受けるといった形がとられます⁶。

タイでは、著作権侵害に対しては、著作権者や検察官から刑事事件として提起されることが多いですが、それは必ずしも、刑事的解決がより効果的であるということを示すわけではありません。刑事手続か民事手続か又はその両方か、どのような方法をとるのがよいかは、侵害の具体的な事実、得たい解決の内容によります。民事訴訟では、損害賠償とともに、仮処分という形で又は永久的なものとして差止を得ることができます。刑事事件では、侵害者に対して、罰金、懲役刑、場合によってはその双方が課されます。

⁶ まず警察に行って、その場でインタビュー形式で被害の内容についての聞き取りが行われ、その場で、警官が正規の書類（告訴状）を作成します。

(1) 刑事手続：警察へ告訴するための準備

告訴の準備として、著作権者はまず、侵害の事実に関し証拠を集めて、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に報告できるよう、可能な限り、初動の調査を行う必要があります。たとえば、著作権者が違法行為を観察したり、違法な複製物又は複製のための機械や設備の存在を確認したり、現実に売られている海賊版のサンプルを購入したりする等です。もし違法な複製を行っている主体が法人であることが判明している場合には、商務省から法人であることの証明書を受け取る必要があります。証明書には、その法人の経営者（会社であれば取締役）の名前、本社住所地、資本及びその他の基本情報が含まれたものが必要で、これを経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に証拠として提出します。

著作権者が、告訴のためにタイの弁護士や代理人をつける場合には、委任状も必要となります。なお、王立タイ警察の経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、告訴を行う際の代理人や弁護士の評判についても考慮要素としています。知的財産分野で高名であったり、評価の高い弁護士が代理人となっていれば、その告訴を行う者が真正の著作権者であることの蓋然性が高まると考えられているようです。

著作権者は、上記に加えて、著作物の真正の権利者であることについての証拠も求められます。告訴に先立って知的財産庁（DIP）に侵害がなされている著作物の登録をしておくことが要請されます。

(2) 刑事手続：告訴後の流れ

告訴が受理されると、経済犯罪取締部（ECD）又はテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、捜査を行うに十分な証拠がそろっているかをチェックし、決定します。告訴が十分な証拠を伴ったものであれば、侵害行為が行われている場所を調査します。公の場所で海賊版が売られているような場合には、捜索令状は不要と考えられていますが、違法な複製物を製造したり、販売したりしている場所（工場等）の捜査をするには、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）に、侵害者の敷地内を正式に捜査するための捜査令状を発令するよう求めます。緊急の令状発令に備えて知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は、夕刻でも裁判官を待機させています。捜索令状を得られるまでの時間は、令状発令の申立書に添付された証拠の強力さと確実さによります。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は、令状発令には、強力な証拠を要求しますし、著作権者からの代理人への委任

状が不完全であったり、令状発令の申立てにかかる捜索が過剰な場合（たとえば海賊版を売る店が入っているビル全体の捜索等）にはこれを却下します。

経済犯罪取締部（ECD）の捜査官によれば、捜索令状を要しない捜索であれば、告訴受理から1日から2日、捜索令状が必要な場合でも数日内で捜索に至ることです（捜索令状が出るまでに数日要するため）⁷。捜索の間に、経済犯罪取締部（ECD）又はテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、製造機械や装置の押収とともに、海賊版を捜索し、侵害者を逮捕することもできます。日本とは異なる点として、通常、著作権者の代理人弁護士やエージェントは、侵害品を特定するために、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）の捜索に同行することが求められます。同行の際には、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）が押収した証拠の記録をとって、後に知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）に提出することができるようにしておくことをおすすめします。なお、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）の著作権侵害行為に対する捜査には費用はかかりません。

経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、その後、捜索（令状が必要な場合は令状に基づく捜索）の結果を受けて告訴状を再度チェックし、勝訴の見込みがあれば検察庁に送致します。検察官は知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）に刑事起訴をすることができます。また検察官は著作権者と侵害者との間の私的な和解を斡旋することもあります。なお、ここで留意しておくべきこととして、著作権侵害の事件では、手続のどの段階でも和解をすることができる点とされている点あげられます（第66条）。つまり、告訴後であっても和解は可能であり、和解が成立した場合は、警察はその後の刑事手続を進めることができません⁸。

（3） その他の司法手続

著作権者は違法な複製物が発見されると直ちに、又は経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）の刑事訴訟が提起された後にでも、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）に直接民事訴訟を提起することができます。

また、これは日本とは異なる制度ですが、著作権者自らが、直接、知的財産・

⁷ 2011年12月1日、経済犯罪取締部（ECD）捜査官へのインタビューによる。早ければ、午前中に告訴して、午後に捜索を行うこともあるとのこと。ただし、真正の権利者かどうかの見極めができた場合に限られます。

⁸ 大規模な侵害事件の場合には、経済犯罪取締部（ECD）の方から、安易な和解をしないようにと勧めることもあるようです（2011年12月1日、経済犯罪取締部（ECD）捜査官へのインタビューによる）。

国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に刑事訴訟を提起することもできます。このような事件では、当初の捜査を知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）が行い、手続を進めるべきかを決定します。

刑事手続や民事訴訟を提起する場合、どのくらいの費用がかかりますか。

法的解決にかかる費用は、事件に関連する事実と求める解決方法によって異なります。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）には刑事事件を提起するのに費用はかかりません。民事訴訟を知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に提起するには、著作権者が求める損害の額によって裁判費用が異なります。5000万バーツ以下の損害額であれば、2%の費用がかかりますが、費用の最高額は20万バーツと定められています。5000万バーツを超えると20万バーツに0.1%が5000万バーツの超過額に加算されます。

【ポイント】

- タイでは、権利者は、民事手続、刑事手続いずれの措置も可能です。
- 警察に捜索をしてもらうには、権利者であることを示すために、まずは、知的財産庁（DIP）に登録をすることが肝要です。また、侵害者が法人である場合には、商務省から法人の証明書を得ておくことも必要です。
- 自分が真正の権利者であることの証明力をあげるために、知的財産権を専門的に扱う、高名な弁護士や弁護士事務所に依頼するのがよいでしょう。
- 刑事手続においても和解は可能ですが、和解により刑事手続は終了してしまいます。

3. 権利執行の相手方の特定

違法複製物を見つけた場合、刑事手続又は民事手続の相手方の特定はどのようにしたらよいでしょうか。相手方が特定できなくても、刑事告訴又は民事訴訟は提起できるでしょうか。

製造場所、販売場所への捜査で判明したすべてのことが、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）への民事訴訟、刑事訴訟においては、特定されていなければなりません。捜索その他の捜査で逮捕された者はその中に入りますし、その使用者やその場所の所有者や貸主も同様です。これらの者が法人（たとえば株式会社）である場合には、その法人の経営者（取締役や責任ある役員等）も訴訟においては特定されていなければなりません。タイの株式会社の取締役の名前は、商務省で公的に証明書をとることができます。ただし、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、手続の最初の段階で、被告のうちの幾人かの当事者を対象から除外し、これらの者に対する訴えを却下することがあります。

4. 証拠収集

タイで証拠として利用できるのは、どのようなものでしょうか。

著作権侵害の主張に役立つものであれば、どんな証拠でも提出できます。経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）によって行われた捜索やその他の捜査が行われれば、その報告書のコピーを証拠として提出することができます。その他に、侵害品のサンプルや現実に販売されている物、侵害品や海賊版が販売されたり、製造されたりしていたことを示す書類や、侵害品の製造販売に用いられていた機械装置等です。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）裁判所は、不当に偏見を抱かせるような証拠や、同裁判所の規則に反した証拠を除外する権限を有していますが、経済犯罪取締部（ECD）や、テクノロジー犯罪取締部（TCSD）には、IPIT 裁判所から命じられた証拠を除外する権限はありません。著作権者は、その他に、自身が真正の著作権者であることを示す証拠を提示する必要があります。知的財産庁（DIP）への登録は、基本的な証拠となり得ます。

外国で得られた証拠の利用に関し、注意すべき事項はありますか。

タイ語以外での外国からの証拠書類は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に提出する前にタイ語に翻訳する必要がありますが、単に当事者の主張や知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）の認定に必要な重要性の低い証拠は特にタイ語に翻訳することが要求されているわけではありません。

著作者の許諾により作成された真正品に関する権利者であることの証明のためには、どのようなものを準備すればよいでしょうか。

相続の場合を除き、著作権の譲渡は、譲渡人、譲受人の双方の署名がある文書によりなされなければなりません。したがって、真正の権利者であることの証明の一つとして、著作者と使用許諾された者の間での、著作物利用許諾や原著作物の翻案による二次著作物の作成権を含む許諾について書かれた契約書を準備する必要があります。

5. 弁護士を選定・依頼

違法複製物の摘発、またその後の刑事手続、民事手続、行政摘発手続について弁護士に依頼したいのですが、どのように弁護士を選定したらよいでしょうか。またどのような事項を依頼したらよいでしょうか。

タイで、著作権侵害について、専門家として事件を扱える弁護士や法律事務所は限られています。タイの日本の商工会議所や日本大使館では、紹介も行ってくれるでしょう。日本だけでなく、イギリスやアメリカの大使館や商工会議所も同様の紹介を行っています。また知的財産庁（DIP）のウェブサイトでも著作権侵害事件を扱える者の紹介が行われています。

タイで弁護士に事件を依頼する際には、自身の主張を整理した上で、民事的解決方法、刑事手続、差止の可否、損害賠償の額等、採りうるあらゆる解決方法、損害の回復の方法について尋ねることが重要です。弁護士からは、それぞれの解決方法について、一般論ではありますが、そのような解決方法が可能かどうか、また解決までに必要な時間、必要な証拠等についてのアドバイスが聞けるでしょ

う。

弁護士に委任する前には、必ずかかる費用の概算やその課金の方法等について確認してください。ただし、著作権侵害事件には多くの関係者が関与することになりますから（裁判所や警察、証人等）、費用の見積りを立てるのは容易ではなく、弁護士から事前に完全な固定制の費用見積りが出されることはあまりありません。

6. 委任状の作成

弁護士に対する委任状の作成方法を教えてください。

通常、依頼者とタイの弁護士又は法律事務所との間では、行われる法的なサービスに関し、委任契約書（Engagement Letter）が作成されますが、そのような契約書の作成が公式に要求されているというわけではありません。ただし、タイで、政府の機関に対して代理人を通じて何らかの行為を行う場合には、弁護士への委任状（Power of Attorney）が必要となります。たとえば、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に告訴状を提出したり、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に強制捜査令状の発令を求めたりする場合には、そのような告訴状や令状の発令申請書を提出してもらうためにタイの弁護士か法律事務所への委任状を提出する必要があります。

タイの弁護士や法律事務所は、通常、依頼を受ける際に、タイの政府機関に法執行を求めるためのあらゆる観点において依頼者を代理できるよう、広範にわたる一般的な委任状をとります。多くの場合このような委任状で足りるのですが、政府機関の中には、自ら雛形をそろえていて、それにあわせて委任状を作成するよう求める場合があります。したがって著作権侵害に関しては、法執行のそれぞれの段階に応じて数通の異なった委任状が必要となることもあります。

タイの政府機関にほぼ共通して必要とされる委任状の事項は以下のとおりです。

- ① 著作権者の住所、氏名
- ② 委任状を作成した者の代表取締役や役員の住所、氏名
- ③ 委任状で権限が与えられるタイの弁護士の住所、氏名
- ④ 委任状が許容する行為
- ⑤ タイ以外の国等で委任状が発行された場合には、その国のタイの大使館での公

証

タイの政府機関は、その他に、委任権限を有する取締役や役員及び委任を受けたタイの弁護士のパスポートのコピーや、法人が著作権者の場合には、法人の登記簿謄本やそれに類似する書類の提出を求めることがあります。

7. 警告

侵害者に対する警告の意義・目的とはどのようなものでしょうか。またどのくらいの費用がかかりますか。

警告状を送付すると、著作権の侵害者は、自らの違法行為が発見され、何らかの法的対応がなされることを知ることになります。警告状を発する側から考えると、侵害者が違法行為を直ちにやめて、自らの行為が違法ではないと信じた理由を示して応答してくれるのが理想的といえるでしょう。侵害者から、このような対応がなされれば、著作権者は、この者との間で、一定の著作物に関するライセンス契約を結ぶ等著作物利用についての合意ができることも考えられるからです。著作権者としても、その損害を回復するための法的解決のための費用を相当程度、低額に押さえることができます。

警告状送付にかかる費用は、依頼する弁護士や法律事務所によって異なります。一程度のもので、著作権者の名前で警告状を出すのであれば、1000ドルくらいでしょう。代理人弁護士の名前で送付するには、500ドル程度が加算されると考えてください。もっとも、ここで提示した費用には、弁護士が、タイ法の下で認められるその他の損害回復に関するアドバイスを著作権者に対して行うこと等は含まれません。

どのような場合に警告書を出すのが適当でしょうか。逆に、警告書を出さない方がよい場合があるのでしょうか。

警告状を送付する方がよいかどうかは、侵害の実態によります。警告状を送付することのデメリットは、侵害者に、侵害品や証拠を隠したり、侵害を行っている場所を変える機会を与えてしまうことです。したがって、警告状を発するのに適しているのは、通常、大規模な製造や販売を行う場所を有していて、移転が難

しく、また法人が侵害を行っている場合となるでしょう。しかしながら、著作権の侵害は、通常、小規模な場所で製造され、簡単に侵害品等を持ち運べるような形態をとっていることが多く、このような場合には、警告状を送ることは、侵害者を利してしまうことになりかねません。

警告書にはどのような内容を盛り込むべきでしょうか。また侵害者に警告書を出す場合に留意する点としてはどのようなことがありますか。

警告状の内容は、著作権者がどのような目的を持って送付するか、たとえば、行為を直ちにやめさせたいのか、違法行為に対して賠償請求をしたいのか、あるいはその両方かで、異なってきます。また侵害行為が製造なのか、販売なのか、また、侵害者が個人なのか、個人の集団なのか、法人なのかによっても異なります。代理人弁護士から送付する場合には、法的措置をとることも記載することになるでしょう。

なお、警告状は、著作権者、代理人弁護士のいずれからでも送付できますが、弁護士から送付すると、相手は、その後に法的な手続が待っていると予想することから、より効果的といえます。

8. 刑事手続

著作権侵害に対する刑事訴追には刑事告訴を必要としますか。また刑事告訴ができるのは、著作権者だけに限られるのでしょうか。

著作権者は、自ら直接又は検察官を通じて知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に刑事事件を提起するためには、必ず告訴状が必要です。著作権者が、自ら直接知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に刑事手続を開始するためには、告訴状を裁判所に提出することになります。一方検察官によって、刑事手続を始めもらうには、著作権者は、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に対して、告訴状を提出することになります。この場合には、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）はまず、捜索差押を行ってから、刑事手続を開始するだけの理由があると判断した場合に、検察官が刑事手続を開始することになります。

タイでは著作権者に加えて、著作権を保護する権利のあるライセンス等も、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に、（権利者の代理人としてではなく）自らの名前で告訴状を提出することが可能です。

刑事告訴が受理されれば、ほとんどの場合、警察による強制捜査が行われるのでしょうか。また、刑事告訴がなくても強制捜査が行われるということはあるのでしょうか。

多くの場合、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）の捜査は、捜索差押の形で行われ、捜査報告書が作成されます。そして、十分な証拠があり、刑事事件として勝訴の見込みがある事件については、検察官に報告されます。その後、検察官が、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に起訴するかどうかを検討します。

タイでは、著作権侵害に関しては、基本的には告訴状が提出されて、初めて、捜査が開始されると考えておくほうがいいでしょう。もっとも、王立タイ警察が、侵害取締キャンペーンの一環として、侵害が多く行われている「危険地帯」や「要注意地帯」としてタイ政府がリスト化している場所においては、告訴状が提出されていなくても強制捜査が行われることはあります。

刑事手続によりどの程度の刑罰が科されるのでしょうか。

タイの著作権法には、第 69 条、第 70 条、第 75 条、第 76 条でさまざまな罰を規定しています。

第 69 条には、第 27 条から第 30 条及び第 52 条で定める実演家の権利を侵害した者には、2 万バーツから 20 万バーツの罰金を課すと定められています。

第 70 条には、第 31 条に定める著作権侵害を行った者には、1 万バーツから 10 万バーツの罰金を課すと定められ、それが第 1 項に定める商業目的の場合には、3 ヶ月から 2 年以下の懲役又は、5 万から 40 万バーツの罰金、又はその双方を課すと定められています。

第 75 条には、第 69 条又は第 70 条に定める著作権侵害者が著作権者の権利又は実演家の権利を侵害する物品を所有している場合には、それがタイで製造された場合もタイに輸入された場合も、没収の対象とすると定められています。

第 76 条には、罰金の半額は、著作権者や実演家に対して支払われるとすることもできると定めています。このような罰金を得ても、それ以上の損害に対して、著作権者や実演家が損害賠償請求をすることの妨げにはなりません。

【ポイント】

- 著作権侵害に対する刑事手続は、原則として権利者の告訴が必要です。
- 権利者であることを示すために知的財産庁（DIP）に登録をしておくことも重要です。
- 知的財産権を専門的に扱う弁護士に依頼して告訴をすることにより手続がスムーズに進みます。
- タイでは、権利者が自ら刑事手続を特別の裁判所に申立てることもできます。
- 裁判所は、刑事手続で侵害者に課せられた罰金のうち、半額までは、権利者に支払うよう命じることもできます。

9. 民事手続

一般的な民事手続の流れについて教えてください。

まず、著作権者が、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に訴状を提出すると、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）はこれを審査して、受理するか却下するかを決定します。却下された場合には、直接最高裁判所に上訴することができます。訴状が受理されると、被告に答弁をするようにとの呼出状が送られます。被告が答弁を怠ると、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権者から提出された証拠を審理し、判決を下します。被告が答弁書を提出すると、裁判官の裁量で、和解が勧誘されます。和解が不調におわると、裁判所は、証拠調べ前の裁判期日に、さまざまな争点を整理します。その後、各当事者は、それぞれ証拠を提出し、主張し、また相手からの証拠や主張に対して反論、反証を行います。それに対して裁判所は判決を下します。この判決に対しては、最高裁に直接上訴することが可能です。

訴状が提出されてから、証拠調べまでの期間は、ほぼ一年です。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）では、証拠調べ前の裁判手続、証拠調べは、中断が不可避の理由が無い限り、延会されずに、集中して行われます。つまり、五月雨式ではなく、集中審理が行われるのです。

仮処分手続について教えてください。

著作権法第 65 条によると、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）によって発行される仮処分の決定は、著作権侵害を行っている者がいること、そしてさらに著作権侵害が行われることについての明白な証拠がある場合に、そのような侵害をさせないためになされます。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）で民事手続又は刑事手続が開始される前であろうとその途中であろうと、著作権者は、仮処分としての差止を求めることができます。刑事手続、民事手続の開始前に、仮処分申請をする場合には、その仮処分としての差止に関する明白な理由を示さなければなりません。刑事手続又は民事手続の途中で仮処分申請がなされる場合には、著作権者の立証責任は、一定程度軽くなり、仮処分としての差止についての十分な理由を示せばよいこととなります。

証拠保全の手続について教えてください。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）では、十分な証拠が無い場合に早期に証拠を得るため、又は証拠調べまで待っていると証拠が消滅してしまう場合に備えての証拠保全の手続は採用されていません。しかしながら、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に対して捜索差押令状を発令することはできます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権者の求めに応じて物を差し押さえる決定を下すことはなく、これは捜査機関に対しても同様です。ただし、経済犯罪取締部（ECD）又はテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は自らの通常の警察権によって、捜索差押の際に発見された物を差し押さえます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、この捜索差押のための令状を発令します。

差止を認める判決を執行する方法はありますか。あれば具体的に教えてください。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）が、著作権の侵害者に対して、たとえば光ディスクの製造の差止、公衆への販売の差止等の決定を発行し、それでも侵害者がこの差止決定に違反する場合には、著作権者は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に対して、法廷侮辱の申立てを行うことができます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）がこの申立てに理由があると認めた場合には、状況に応じてさまざまな選択がありえます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、たとえば、著作権侵害者に対して、著作権者がこの差止違反に対して必要とした費用を填補し、この違反により、侵害者が得た利益を基礎として、著作権者に対し賠償するよう命じることができます。また、法制度上は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権侵害者、法人の場合にはその取締役や役員に対し、この命令にしたがって著作権侵害行為がなされなくなるまでの間、拘禁することもできるとされています。

タイにおける著作権侵害における損害賠償請求の原則、方法、算定方法について教えてください。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権侵害による賠償を求める側に理由があると認める場合には、適切と考えられる賠償額を決める裁量権を有します。具体的には、著作権法第 64 条により、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権者が被った逸失利益（著作権侵害がなければ得られた利益や被らなかつた損失を含む）を考慮することができます。また、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、訴訟提起に要した費用を賠償額に算入することもできます。これらの実損に関する賠償金は、著作権法第 69 条から第 77 条の下で著作権侵害者に課せられる罰金のうちの著作権者に支払われる部分に加算されるものです。

【ポイント】

- 権利者は、特別の裁判所に対して差止及び損害賠償を請求する訴訟を起こすことができます。
- 差止については仮処分を申立てることもできます。
- 刑事手続と同様、権利者であることを証するために知的財産庁（DIP）に登録をしておくことが強く勧められます。
- 日本における証拠保全のような手続はありません。刑事手続のうちの警察による捜索の際に、記録をとって証拠化しておくといよいでしょう。
- 裁判費用（弁護士費用を除く）は、日本より低額です。
- 訴訟では、訴状に対する答弁がなされた段階で和解が勧誘されますが、この段階で和解で決着しなければ、双方の主張が尽くされた段階で集中した証人尋問が行われ、判決が言い渡されます。

10. 著作権の行政保護

タイでは著作権侵害に対し行政保護を求めることができますか。

著作権侵害に関しては、行政的な保護を求めることはできません。しかしながら、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に告訴状を提出したり、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に訴訟提起する前に、知的財産庁（DIP）に相談することは可能です。知的財産庁（DIP）は、著作権者に対して、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）や、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に対してどのような対応を求めるか調整をしてくれることがありますので相談してみるのもよいでしょう。

11. 裁判外紛争処理

タイにおける著作権紛争における裁判外紛争処理（ADR）というのは、違法複製物の摘発及び権利保護に役立つでしょうか。

タイは伝統的に、裁判外の紛争解決に好意的な国で、ビジネスに関する紛争解決の手段として仲裁を積極的に勧めています。ただし、タイでの商事仲裁は、二当事者間に契約があって、その当事者間の契約に関する権利義務に関する場合に行われます。したがって、仲裁や他の裁判外の紛争処理手続は、著作権者と侵害者の間に一定の契約関係がない限り、著作権侵害に対する請求には用いることができません。

将来の紛争を避け、権利を保護するために、商事的な契約には仲裁条項がしばしば用いられます。契約には、どのような問題が仲裁の対象となるかを具体的に示すとともに、手続や紛争に対する判断者を定めておく必要があります。契約当事者は、仲裁手続に関し、契約上様々な観点を記述することもできますし、世界中の仲裁機関が出している様々な仲裁規則に従う、アドホック仲裁規則に従うと、シンプルに定めることもできます。

商事的な契約において紛争解決手段として仲裁条項を定めておくもう一つの利点は、タイ以外でなされた仲裁の仲裁決定が、タイで執行が可能だという点です。タイは、1958年外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に加

盟しています。これとの比較になりますが、外国裁判所の判決、決定は、タイでは執行ができません。

12. 税関等における措置

違法複製物の摘発に税関は役立つでしょうか。

タイの税関当局は、海賊版の製品が輸出入されるのを発見するのに役立つといえるでしょう。この10年にわたる税関法の数度の改正により、タイの税関は、タイの内外での海賊版の製品への取締りに対し、より強大な権限が与えられるようになりました⁹。知的財産の保護は税関にとって優先事項であるとのビジョン、世界標準の税関が国家の競争力と安全に資するとの表明が当局からなされています。WTO、TRIPs 協定、WIPO により定められた基準に倣って、知的財産の侵害に対する国境での取締りを実施強化しています。このような変化の中で、タイの税関当局は、知的財産保護を効果的に実施する税関当局の一つと考えられています。

海賊版の製品の輸出入は禁じられており、このような行為に関与した個人はタイ税関法の下で刑罰の対象となります。タイの税関当局における海賊版の発見をサポートするため、タイ政府は、知的財産権者に対し、タイの税関当局と、国境での侵害行為に関する情報、輸出入先と疑われる地域に関する情報等を情報交換して密接に協力するようとの告知を出しています。この目的を達するため、タイ政府は、知的財産権侵害行為に対して、効果的な差押を行った職員だけでなく、かような差押ができるよう情報提供した人物にも報償を与えると広報しています。

税関での取締りの概要を教えてください。また、税関で取り締まってもらうためには、どのような申請手続が必要でしょうか。

タイの国境での水際取締りは、他の地域でのものと同様です。タイは、20の陸上にある国境での入管事務所とバンコク、プーケット、サムイ島、チェンマイ

⁹ 2011年12月現在、タイ財務省は、輸送途中にある物の差押を許す税関法の改正に同意しました。同法は、タイの内閣の承認の後、法制委員会に諮問されている状況です。

とハッヤイに空路の入管事務所があり、タイの入館当局は、王立タイ警察の部局の一つですが、出入国に関し、管轄しています。タイに入国する物は、タイの税関当局に関税の支払いをする必要があります。タイ税関当局が、陸路、空路、海路による国境を越えての物の輸送を制限する権限を有しています。タイの国境警察は、王立タイ警察の部局ですが、国境の安全と対テロ対策を責務としています。

ただし、タイでは権利者が税関当局に対して、取締りを申請する手続は法制化されていません。情報を提供して、取締りを要請することになります。

1 3. 著作物を保護するその他の制度を利用した手続

著作物を保護するその他の制度はありますか。

著作物を保護する他のシステムは、一般的には存在しないといえましょう。しかしながら、たとえば、著作物が、タイの商標法下で商標としても登録されている場合には、著作権者は、著作権法に基づき著作権侵害としてもまた商標権侵害だとして法的手続をとることができます。

1 4. まとめ

取締りの過程全般での注意点があれば、教えてください。

著作権者が侵害行為に対して採りうる行為や手続を説明してきましたが、警察に告訴するにしても、民事・刑事訴訟を提起するにしても、真正の権利者であることの証明が重要となります。したがって、権利行使をするためには、知的財産庁(DIP)へ登録することを強く勧めます(登録申請手続については、第IV章「7. 著作権の登録制度」をご参照ください)。また、タイ税関当局への要請も、著作権侵害に対策として特にお勧めするものです。

著作権侵害が発見されたら、直ちに侵害者を特定し、法的手続を取ることが推奨されます。それにより、より容易、迅速かつ全面的な問題解決が可能となり得ます。迅速な行動が取られないと結果は芳しくなく、違法行為を助長し、拡大させてしまうことを考慮に入れる必要があります。